

学校法人園田学園非常勤役員等の給与、報酬及び旅費に関する規程

(平成5年8月18日制定)

改正 平成6年4月1日 平成29年7月1日

令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人園田学園（以下「本学園」という。）寄付行為第14条の規定に基づき、非常勤の理事、監事及び評議員の給与、報酬及び旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

2 ここでのいう非常勤の理事及び監事（以下「非常勤役員」という。）とは、本学園に勤務する専任職員以外から選出された役員をいう。

3 ここでのいう非常勤の評議員とは、本学園の専任職員から選出された評議員及び理事に選出された評議員を除く評議員をいう。

(非常勤役員の退職慰労金)

第2条 非常勤役員の退職慰労金については、別に定める役員の退職慰労金支給内規（平成5年5月1日制定）の定めるところによる。

(非常勤役員の報酬)

第3条 非常勤役員の報酬は、年額133,333円とする。

2 非常勤役員が理事会等の業務に出席した場合、1日につき16,666円を支給する。

3 第1項に規定する報酬は、理事長が定める日に支給する。

4 第2項に規定する報酬は、出席した理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

(非常勤の評議員の報酬)

第4条 非常勤の評議員の報酬は、評議員が評議員会等の業務に出席した場合、1日につき13,333円を支給する。

2 前項の報酬は、評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員及び評議員の報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費)

第6条 非常勤役員及び評議員が業務のために旅行するとき又は理事会若しくは評議員会に出席するときは、園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部旅費規程（昭和38年7月制定）の例により、旅費を支給する。

(公表)

第7条 本学園は、この規程、別に定める学校法人園田学園常勤役員等の給与、報酬及び旅費に関する規程及び役員の退職慰労金支給内規をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

付 則

この規程は、平成5年8月18日から施行する。

付 則 (平成6年4月1日制定試験に関する規程(短大)等の一部を改正する規程抄)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年7月1日から施行し、改正後の役員等の給与、報酬及び旅費に関する規程の規定は、平成29年7月1日から適用する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。